

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年12月25日に実施した環境経済局の財務監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月12日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

## 第 1 財務監査

### 1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務、負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和 6 年 8 月 5 日から同年 1 2 月 2 5 日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和 7 年 2 月 2 1 日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 相模台収集事務所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模台収集事務所自家用電気工作物保安管理業務委託において、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに実施した月次点検、年次点検等に係る委託料について、契約金額総額の月平均額を月額として分割払により支出していた。</p> <p>毎月の支出に当たり検査検収した各点検結果報告書及び各月の業務委託報告書を確認したところ、年次点検は 8 月に実施され、月次点検は隔月の実施となっていた。</p> <p>地方自治法第 2 3 2 条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 2 2</p>	<p>令和 6 年 8 月 5 日から同年 1 2 月 2 5 日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案につきましては、地方自治法等に基づき、債務確定後に支出を行うことについての認識が所属内で不足していたことにより、委託料について契約金額総額の月平均額を月額として分割払により支出するという、不適正な事務処理を行ったものです。</p> <p>今回のご指摘を受け、契約事務の執行に当たっては、関係法令や「契約事務の手引き」等を再確認することの重要性について、改めて所属内で周知徹底を図りました。</p> <p>今後につきましては、再び今回のよ</p>

年政令第16号)第160条の2第1号は、会計管理者は、普通地方公共団体の長の当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う支出命令がなければ支出をすることができない旨を規定している。

これを本件についてみると、令和5年6月分及び同年7月分として支出した月額委託料は、実施前で検査検収による債務が確定していない年次点検分を含む金額であるから、契約金額総額の月平均額を月額として支出したことは不適正な事務処理である。

なお、月次点検については、債務確定後の支出となっていたが、契約書では毎月1回又は隔月1回又は3月に1回の頻度で実施するものと規定するところ、隔月で実施され、実施していない月についても月次点検分の金額が含まれた支払となっていた。

今後は、各業務の実施時期に応じた支払方法を整理し、適正に支出事務を執行されたい。

**【相模台収集事務所】**

イ ゼロカーボン推進課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、新型コ

うな事案が発生しないよう、業務内容と実施時期について整理し、令和7年度の委託契約においては、契約金額総額の月平均額を月額として分割払することなく、各業務の実施時期に即した委託料となるよう支払方法を改め、適正な契約事務の執行に取り組んでまいります。

**【相模台収集事務所】**

本事業は、国の緊急対策として物価高騰の影響を受けた生活者等を支援することを目的とする交付金を活用した

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し実施した相模原市省エネ機器更新促進補助金(市民用)において、要綱により当該補助金の申請手続等を定め、交付申請前に完了した補助対象事業について、交付申請書兼実績報告書及び請求書を同時に提出させ、交付決定及び額の確定に係る審査を同時に行う手続としていた。

このことについて、本件補助事業は、国の交付金に基づく緊急かつ臨時の単年度事業として決定したもので、膨大な交付件数が見込まれるところ、補助金申請手続に係る市民の負担軽減を図り利用しやすい制度とし、年度内に申請から支払まで完了することが求められたことから、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)によらず、例外的に独立した要綱により手続を定め実施したとのことであった。

相模原市条例等整備方針(平成23年2月策定。以下「条例等整備方針」という。)は、条例、規則、規程及び要綱に定める事項の基準として、原則として給付に係る市民サービスの提供に関するも

もので、限られた期間でより多くの市民に活用していただく必要があったことから、補助金規則の手続によらず、要綱により手続を定め実施することとしたものです。

しかし、ご指摘のとおり、本事業の要綱は補助金規則が規定する基本的事項の範囲を超える手続を定めるもので、現在の条例等整備方針に示された原則から逸脱したものとなっていました。

今後同様の事業を実施する際には、補助金規則を所管する財政課及び条例等整備方針を所管する総務法制課が示す方針等をよく確認し、適正な事務の執行を徹底してまいります。

**【ゼロカーボン推進課】**

のは規則で、補助金、給付金等市民への助成施策の細目は要綱で定めるものとしている。また、補助金の見直し指針の策定に伴う補助金の見直しの実施について(平成23年11月30日付け財務部長通知)では、補助目的、補助対象、補助対象経費及び補助率が要綱より上位の規程(条例・規則)で明確に定められているもののほかは、要綱を整備することとしている。

補助金規則は第1条において、補助金等に係る交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とするところ、本件要綱は、補助金規則が規定する基本的事項の範囲を超える手続を定めるものではないから、現在の条例等整備方針等の示す基準に従うと、本来規則として整備すべきものである。

今後、本件と同様の補助事業の実施に当たっては、条例等整備方針、補助金規則等を再確認し、適正に実施手続を整備されたい。

**【ゼロカーボン推進課】**

## 第2 行政監査

### 1 監査対象事務

委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和6年8月5日から同年12月25日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年2月21日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>イ 麻溝台環境事業所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、麻溝台環境事業所油水分離層等清掃・汚泥処理委託において、清掃業務によって生じる汚泥の処分量は予定数量であるところ、総価の委託契約を締結し、年2回の業務実施毎に、分割払によりそれぞれ同額の委託料を支出していた。</p> <p>委託事業者の請求書を確認したところ、汚泥処理業務費用は汚泥の処分量に応じ積算された額が記載され、清掃業務費用は分割払の支払金額と汚泥処理費用の差額が記載されていた。</p> <p>本件契約の委託料は、各回の業務内容は同じであって、清掃業務</p>	<p>令和6年8月5日から同年12月25日にかけて実施された行政監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本件につきましては、各実施回における清掃業務は同一の内容であることから、清掃業務費用は各実施回で同額であるべきところ、支払についての認識が不足していたことにより総価契約とし、汚泥処理業務について、実際の処分量に応じた額を各実施回の支払金額としたことから、委託料額との差額を清掃業務費用で調整するという、不適正な事務処理を行ったものです。</p> <p>今後につきましては、各業務の委託料額の算定方法を見直し、令和7年度の契約において、清掃業務は定額を支</p>

費用と処分量に応じた汚泥処理費用の合計額を支払額とすべきところ、本来定額である清掃業務費用について、実際の汚泥処理費用に応じて差額調整された額を支払額としたことは不適正な事務処理である。

今後は、各業務の委託料額の算定方法を見直し、汚泥処理業務については処分量に応じた額を支払う総価単価契約とするなどの契約方法を検討し、適正に契約事務を執行されたい。

**【麻溝台環境事業所】**

払う総価契約、汚泥処理業務は処分量に応じた額を支払う総価単価契約として契約を分け、適正に契約事務を執行してまいります。

**【麻溝台環境事業所】**